

I 教頭の職務について

2 教頭の資格

2	教頭の昇任の特例とその資質について
---	-------------------

(1) 教頭の昇任の特例

① 地方公務員の採用及び昇任の方法

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があった場合は、選考によることを妨げない。**(地方公務員法第17条第3項)**

② 教頭の採用及び昇任の方法

公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあっては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあってはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

(教育公務員特例法第11条)

(2) 教頭の資質

新学校管理読本（文部科学省初等中等教育局）では「教頭は、校長の次に位置する者として学校におけるすべての事柄についての責任と権限を有するとともに、校長に事故があった場合には校長の代理を行うのである。

したがって、校長には、所属職員のモラルの向上と組織体制の確立に努めると同時に基本的な秩序の確立維持に努めることが重要な役割として求められているが、教頭にも、同様な役割として求められているというべきである。特に、そうした役割を校長が十分に果たすためには、教頭の積極的な協力が不可欠であり、教頭としてもそのことを十分に自覚するとともに、校長としても教頭の役割を尊重し期待する必要があるのである。」とある。

なお、山口県教育委員会は管理職に求められる資質能力として、教職員人材育成基本方針(H24.3)に次のように示している。

【管理職に求められる資質能力】

○ 役割

経営者

○ 求められる資質能力

マネジメント能力

□ 管理職は、学校運営全般において最終的な責任を有する立場にあり、確固たる教育理念に基づく学校運営に係る明確かつ具体的なビジョンをもつことが必要とされます。

このため、人間的な魅力や強いリーダーシップにより、学校教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校づくりを進めるとともに、所属職員の資質能力の向上を図るための指導力、行政機関等との連絡調整能力や情報収集能力、危機管理能力等、学校マネジメントに関する幅広い資質能力が求められます。

I 教頭の職務について

1 教頭の職務

1	教頭の職務規定について
---	-------------

(1) 教頭の職務

教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。（学校教育法第37条第7項）

「校務」とは、校長のつかさどる校務と同じで、教育課程の管理、児童・生徒の管理、教職員の人事管理、学校施設・設備の保全管理、学校事務の管理等の学校運営上必要な業務全般をさす。

「校長を助け」とは、校長を補佐するという意味で、校長のもつ校務掌理権や所属職員の監督等の職務権限の行使について補佐することをさす。

「校務を整理する」とは、校務分掌上の整理・調整、職員との意思疎通を図る連絡的業務、校内事務の整理、各種企画立案の準備等の業務、学外関係機関との意思疎通のための業務、広報業務等をさす。

つまり、教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助ける補佐役として校務分掌のとりまとめを行ったり、校長と職員間の連絡事務や学校運営に関する企画立案の事務などを行ったりすることになる。

また、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助けて校務を整理するため、校内の人的・物的運営管理を行うこともある。この際、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に内部で委任された職務について、状況によって代決・専決することがある。

なお、教頭は校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）以外の教職員の職務上の上司であるため、職務遂行上、必要に応じて職員に対して「命令」や「指示」を与える等、所属職員を監督する地位にある。

この他、学校運営上、必要に応じて児童生徒の教育を担うこととなっている。

その他関係法令等

○ 学校教育法第37条第8項（職員）

I 教頭の職務について

1 教頭の職務

2	「代理」と「代行」、「専決」と「代決」について
---	-------------------------

(1) 「代理」と「代行」

教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

（学校教育法第37条第8項）

① 「代理」

校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるとき、校長に代わって教頭が職務を行うことである。事故があるときとは、校長が海外旅行、病休または休職により職務上の意志決定ができない場合をいう。

② 「代行」

校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたとき、校長に代わって教頭が職務を行うことである。欠けたときとは、校長が死亡、退職、免職等により職務を執行できない場合をいう。

③ ①と②の場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

(2) 「専決」と「代決」

① 「専決」

校長の権限に属する校務を、常時、校長に代わって決裁することをいう。

「教頭専決事項」

ア 授業時間割の変更に関すること。

イ 教諭等の外出の承認に関すること。

ウ 教諭等の短時間の自己研修の承認に関すること。

エ 生徒又は児童の成績証明、単位修得証明及び卒業見込証明に関すること。

オ 教務に関する軽易又は定例的な調査、報告等に関すること。

「専決」の制限

ア 事案の内容が重要であると認められるとき。

イ 事案が異例に属し、又は先例になると認められるとき。

ウ 事案に疑義若しくは紛議があるとき又は事案の処理の結果紛争が生ずるおそれがあるとき。

エ 事案の処理について特に校長の指示があったとき。

※ 専決した場合は、事案の内容について特に校長において了知しておく必要があると認めるときは、専決した事案の内容を校長に報告しなければならない。

② 「代決」

校長が不在（校長が不在の時とは、出張、病気その他の理由により決裁できない状態をいう。）のとき、その施行が緊急を要するとき、校長に代わって、教頭が一時決裁をすることをいう。

「代決」の制限

ア 事案の内容が重要であると認められるとき。

イ 施行が緊急を要しないと認められるとき又は代決の禁止について校長からあらかじめ指示があったとき。

※ 代決した場合は、当該事案の内容を校長に報告しなければならない。

（山口県立高等学校等校務決裁規程 第2条～第10条）

I 教頭の職務について

1 教頭の職務

3	「必要に応じて授業を行う」について
---	-------------------

(1) 教頭の職務内容について

「教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。」

（学校教育法第37条第7項）

- ① 校長の補佐
- ② 校務の整理
- ③ 児童の教育（必要に応じ）

※ 授業を担当するに当たっては教員免許が必要

(2) 山口県教育庁教職員課からの通達（平成3年1月8日付）

「学校職員の勤務条件の改善について」の中で、

4 教頭、教務主任の授業担当について

教頭、教諭については、学校教育法第28条第4項、第6項により「児童生徒の教育をつかさどる」（教頭一必要に応じ）ことが規定されている。

（平成3年1月8日付 教職第788号「学校職員の勤務条件の改善について」）

I 教頭の職務について

2 教頭の資格

1	教頭の資格について
---	-----------

(1) 教頭の資格

・副校長及び教頭の資格について前三条の規定を準用する。

(学校教育法施行規則第23条)

(2) 前三条の規定

① 学校教育法施行規則第20条 (校長の資格)

校長の資格は次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、次に掲げる教育に関する職に5年以上あったこと

イ 校長の職

ロ 教授、准教授、助教、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常勤に限る）、及び専修学校の教員の職

ハ 事務職員、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員の職

ニ 教員養成諸学校の長の職

ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

ヘ 在外教育施設で文部科学大臣が認定したイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

ト 外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

チ 少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する者の職

リ イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員の職

ヌ 外国の官公庁におけるリに準ずる者の職

二 教育に関する職に十年以上あったこと

② 学校教育法施行規則第21条 (私立学校長の資格の特例)

特別の事情のあるときは、5年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

③ 学校教育法施行規則第22条 (校長の任命・採用の特例とその資質)

学校の運営上特に必要がある場合には第20条第21条に規定するもののほか第20条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。